

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<税務>

一時所得の申告漏れに注意!

注1

注3

マイナポイント

生命保険
満期保険

ふるさと納税返礼品

すまい給付金等

注4

50万

を超えた場合

注2



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 藤田・吉田 まで。

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●2023 年新春講演会● 3年ぶりとなる会場にて開催

2023年2月3日(金) 会場:ホテルニューオータニ長岡

第一部は、中小企業診断士・税理士の高野裕による『我ハ複合体ナリ』をテーマに時勢を独特の観点で、第二部は、例年ご好評いただいている弁護士・社会保険労務士・税理士の複数専門家による『実務問答ライブ』にて、最近の身近なテーマの事例検討を、第三部は皆さんの関心も高い『ITサイバー攻撃』について講演させていただく予定です。

講演の最後には、恒例の『お楽しみライブ』を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

『一時所得の申告漏れに注意』

個人が一時的・臨時的に得た収入のことを「一時所得」と言います。

- 注1) 「一時所得」には競馬の配当金や懸賞の商品、生命保険や損害保険の満期金（払い込み保険料差引後）等が挙げられます。
マイナポイントやふるさと納税返礼品・すまい給付金等も一時所得に含まれます。
- 注2) 一時所得には特別控除（最高 50 万円）があり、年間の一時所得の合計額が 50 万円を超えた場合に定申告が必要です。特別控除を差し引いた金額の 1/2 相当が課税対象となります。
$$\boxed{\text{年間一時所得合計} - \text{特別控除額（最高 50 万円）} \times 1/2 = \text{課税対象}}$$
- 注3) 一般的な給与所得のみの方は、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超えた場合に、確定申告が必要です。
一時所得の合計額が 90 万円を超えた場合に確定申告が必要となります。
- 注4) すまい給付金等は、所得税法第 42 条第 1 項に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、確定申告書において所定の手続きをすることにより、一時所得の総収入額に含めないことができます。

詳しくは税理士へご相談下さい。